

**ICT利活用事業 業務委託
企画提案実施要領**

**平成24年10月
沖縄県沖縄市**

ICT利活用事業 業務委託 企画提案実施要領

1. 目的

本市は、他県にはない国際的な雰囲気や奥深い歴史・文化、さらには音楽・伝統芸能など優れた地域資源が豊富にあるが、観光情報の提供が十分でないことからそれらをうまく活かしてきていない状況にある。

よって、近年進展が著しいインターネットや携帯端末などを効果的に活用し、いつでも手軽に入手できるよう情報提供の充実・強化を図るとともに、今後増加が見込まれる外国人観光客に配慮し、観光誘客による地域活性化を目指すため、広く当該業務実施に係る企画提案を募集し、委託先の候補者を選定する。

2. 委託業務の内容

- (1) 名称：ICT利活用事業業務
- (2) 選定方法：事業提案書（プレゼンテーション）、その他提出書類に基づく審査
- (3) 委託期間：契約締結の日から平成25年3月末まで
- (4) 業務内容：別添「ICT利活用事業業務委託仕様書」を参照すること
- (5) 提案上限額：162,498,000円（消費税および地方消費税含む。）

※この金額は契約額等を示すものではない。

3. 応募資格

- (1) 沖縄市内に主たる事務所があること。又は、沖縄市内に主たる事務所があるものとの業務提携若しくは共同企業体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。
- (4) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていないこと。
- (5) 国税、県税及び市税について未納のないこと。

4. 募集等における主なスケジュール

- | | |
|------------|----------------|
| ・参加申込書締切 | 平成24年10月25日（木） |
| ・質問書締切 | 平成24年10月25日（木） |
| ・企画提案書締切 | 平成24年11月8日（木） |
| ・プレゼンテーション | 平成24年11月中旬 |
| ・契約 | 平成24年11月下旬 |

5. 企画提案への申し込み及び辞退

企画提案に参加の申し込みを希望する方は、あらかじめ参加申込書(様式1)を提出すること。なお、提出期間内に参加申込書を提出していない方は、企画提案に参加することができません。

(1) 提出期間

平成24年10月19日(金)から平成24年10月25日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝祭日を除く。）に提出すること。郵送の場合は、平成24年10月25日(木)午後5時15分までに必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送により文化観光課に提出すること。郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(3) 企画提案への参加の辞退

参加申込書を提出した後、企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届(様式2)を文化観光課に提出すること。提出方法については、上記(2)と同様。

6. 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成24年10月19日(金)から平成24年10月25日(木)まで

(2) 提出方法

ファクシミリ又は電子メールで質問状(様式3)を提出

(3) 質問の回答

平成24年11月1日(木)までに参加申込のあった全事業者あてに回答する。

※電話、口頭による照会対応は行わない。

7. 提出書類

(1) 提出物

企画提案書(様式4～様式12) 12部

※1 様式6については、業務提携・共同企業体による提案の場合のみ提出すること。

※2 本企画提案の対象は平成24年度であるが、平成25年度と平成26年度の計画についても、実施年度が確認できるように記載すること。

(2) 提出期間

平成24年10月19日(金)から平成24年11月8日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝祭日を除く。)に提出すること。郵送の場合は、平成24年11月8日(木)午後5時15分までに必着とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により文化観光課に提出すること。郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

8. 選定方法

(1) 選定委員会

書類審査、評価及び最も優れた提出書類の選定等は、「委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

(2) 審査の流れ

①1次審査 : 提出された書類について1次審査評価基準に基づき審査し、上位5者程度を2次審査の対象とする。

②2次審査 : プレゼンテーション(平成24年11月中旬予定)及び提出された書類について2次審査評価基準に基づき審査する。

③最優秀者の選定 : 1次審査及び2次審査の合計点により、最優秀者を決定する。

④審査結果の通知 : 審査結果については、すべての提案者に書面で通知する。

(3) 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、次の表のとおりとする。

1次審査評価基準

評価項目		評価基準	配点
企業の能力	企業信頼度	経営規模、業務遂行力等は妥当か 資格及び専門分野の適切性は妥当か	5
	業務実績	同種・類似業務の実績は十分か	5
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	5
担当者の能力	業務実績	主任担当者の同種業務の経験年数、受託実績等は妥当か	10
	専任性	主任担当者は当該業務に支障がない手持ち業務量か	5

2次審査評価基準

評価項目		評価基準	配点
実施方針	業務目的	業務の目的・内容を十分に理解しているか	5
	実施工程	実施工程・フローは妥当か	5
	課題の対応	課題等の対応方針は妥当か	5
	事前調査及び事業効果測定	今後の観光振興や地域活性化のために必要な詳細分析ができる測定手法となっているか 効果測定結果を今後活かせる内容となっているか	5
無料公衆Wi-Fiの導入	整備エリア	整備エリアには、沖縄こどもの国、コザ運動公園、プラザハウス、コザゲート通り、サンシティ商店街、一番街商店街、パルミラ通り、中央パークアベニュー、中の町なかどおり（市道中の町1号線）が全て含まれ、その他、沖縄市内の観光の拠点及び中心市街地の活性化となるようなエリアは追加されているか エリア周辺の環境や特性に応じて、有効伝送距離、同時接続数及び電波干渉への対応等を考慮した、最適なアクセスポイントを構築しているか	10
	機器選定等	機器選定において具体的な理由が示され、妥当か 設置工法、機器の保守体制は妥当か	5
	運用管理等	機器を設置する箇所に応じて利用者が滞りなく利用できるか 利用者の利便性も考慮しバランスの取れたセキュリティ対策となっているか	5
観光ポータルサイトの構築・運用	内容	本市の観光特性に沿ったコンテンツの内容（質・量）となっているか 利用者の利便性を考慮した内容（質・量）となっているか 本市の様々な形で配信されている観光情報等を一元化しているか	10
	運用	利用者が直感的に操作でき、滞りなく利用できるか 多言語（日本語、英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語）化されているか パソコンだけではなく、スマートフォン（iPhone及びAndroid携帯）においても表示が最適化されるように対応されているか	5
	管理	コンテンツの登録、削除等、日常の情報更新は本市の管理者が行えるか 障害発生時の適切な対応が盛り込まれているか アクセス向上に関する効果的な取組があるか	5
ICTを利活用したサービス	内容	無料公衆Wi-FiやICTを利活用し、創意工夫された内容となっているか 質および量は十分か 拡張性・将来性のある内容となっているか	15
	運用・管理	利用者が直感的に操作でき、滞りなく利用できるか 内容毎に有効的な多言語（日本語、英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語）化がされているか	5
観光プロモーション		国内・国外向けに効果的、話題性のあるプロモーション手法が具体的に記載され、有効的な取組となっているか	20
経費およびランニングコスト		適正な見積額で、経費の配分は妥当か 次年度以降のランニングコストは軽減されているか	20

9. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、選定委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を尊重し、沖縄市において定める。
- ② 本業務委託契約の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務委託の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により請負者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約内容等

本業務委託の契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。

(5) 契約時における追加提出書類

- ①納税証明書（国、県、市町村税の滞納のない証明書）
- ②履歴事項全部証明
- ③その他市長が必要と認める書類

10. 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 企画提案等の作成に要する経費は各社負担とし、提出書類は返却しない。
- (3) 採用された企画案については、実施段階において予算や諸事業により変更することがある。
- (4) 業務委託請負者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 業務委託請負者の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市と業務委託請負者とで別途協議する。

11. 募集要項に関する質問・受付方法等

(連絡先) 沖縄市 経済文化部 文化観光課 観光係 担当：高江洲
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号
電話番号 098-939-1212 (内線3560)
E-mail a52kanko@city.okinawa.okinawa.jp